



山ト協適第120号  
令和3年12月7日

会員各位

公益社団法人 山形県トラック協会

会長 熊澤 貞二



飲酒運転防止にかかる自己チェックの取り組みについて

平素より当協会の業務運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、このたび山形運輸支局長から別添のとおり取り組み要請がありましたので、下記に基づき取り組んでいただき、「別紙2（取りまとめ表）」を1月11日（火）までFAXによりご提出をお願いいたします。（協会で集約のうえ運輸支局に報告するとともに、集約結果は皆様にフィードバックいたします）

記

1. 全ての運転者に対し①「参考資料」に掲載している飲酒運転防止にかかる啓発資料、啓発動画等を活用した教育を行い、「アルコール依存症」の正しい知識等を理解させる。
2. 営業所ごとに全ての運転者に対し、別紙1「飲酒運転防止にかかる自己チェックシート」により自己チェックを実施させ、「アルコール依存症対策」についての意識付けを図る。（※別紙2「取りまとめ表」により集約のうえご提出ください）

↓ ↓

※ 別紙2「取りまとめ表」（※集計機能付き）は、協会HPに掲出します。

FAX送付先：023-616-6138

今年（令和3年）の東北運輸局管内の飲酒運転事案は、これまでに6件発生（山形県1件）しており、そのすべてがトラック運送事業の運転者によるものです。

そして、その6件すべてが運転者の「アルコール依存症が疑われる」事案となっています。

飲酒運転の発生原因が「アルコール依存症によるもの」である場合、これまで取り組んできた啓発活動や、会社内部規定による懲戒処分等だけで発生を抑えることは難しく、必要なのは「アルコール依存症に関する正しい知識を持つこと」と、「病気の早期発見、早期治療を行うこと」です。

これを機に、経営者や管理者が「アルコール依存症に関する正しい知識」を持ったうえで、アルコール依存の傾向にある運転者を早期に発見し、治療に繋げることができるよう取り組んでいただければ幸いです。

山運輸第610号  
山運整第432号  
令和3年12月1日

公益社団法人山形県トラック協会会長 殿

東北運輸局山形運輸支局長  
( 公 印 省 略 )

飲酒運転防止にかかる自己チェックの取り組みについて

標記について、令和3年11月29日付け東自監第170号、東自保第88号により、自動車交通部長及び自動車技術安全部長より別添のとおり通知があったので、貴傘下会員に対し周知されるとともにアルコール依存症対策の推進を図るための取り組みをお願い致します。

東自監第170号  
東自保第88号  
令和3年11月29日

山形運輸支局長 殿

自動車交通部長  
(公印省略)  
自動車技術安全部長  
(公印省略)

### 飲酒運転防止にかかる自己チェックの取り組みについて

事業用自動車運転者の飲酒運転の防止については、これまでも様々な取り組みを行っており、現在、事業用自動車総合安全プラン2025において飲酒運転事故ゼロを目標として取り組みを行っているところです。

しかしながら、令和3年の東北運輸局管内における飲酒運転事案はこれまで6件発生し、その全ての事案が貨物自動車運送事業者における発生であり、またその全ての事案について、運転者のアルコール依存症の可能性が疑われる状況です。

アルコール依存症の症状の一つとして、「飲酒のコントロールができない」ということが示されており、飲酒運転事案発生の原因がアルコール依存症の者による運転である場合、これまで実施している飲酒運転防止の啓発活動や事業者に対する行政処分、または事業者の内部規定による懲戒等だけでは、飲酒運転をやめさせることは難しく、必要なのは事業者が「アルコール依存症に関する正しい知識を持つことと、病気の早期発見及び早期治療を行うこと」であることを改めて認識し、運転者まで浸透させていくことが重要です。

先般、通達「アルコール依存症スクリーニングテストシートの活用について」(令和3年7月1日付け、東自監第58号、東自保第41号)を発出し、「アルコール依存症スクリーニングテストシート」を活用しアルコール依存症の疑い、または依存傾向があることに運転者自身が気付くことができるよう指導及び監督等を行うことについて、自動車運送事業者に対し指示しているところです。

つきましては、アルコール依存症対策の推進を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施期間中の更なる取り組みとして、貴支局管内の貨物自動車運送事業者に対し、下記事項への対応の徹底を指示し、事業者がアルコール依存症に関する正しい知識を持ったうえでアルコール依存の傾向にある運転者を早期に発見し治療に繋げることができるよう、各県トラック協会と連携した取り組みをお願いいたします。

記

1. 事業者は、全ての運転者に対して、参考資料に掲載している飲酒運転防止にかかる啓発資料、啓発動画等を活用した教育を実施して、アルコール依存症の正しい知識等を理解させること。
2. 事業者は、営業所毎に全ての運転者に対して、別紙1「飲酒運転防止にかかる自己チェックシート」により自己チェックを実施させ、アルコール依存症対策に対する意識付けを図ること。  
この場合において、「アルコール依存症スクリーニングテスト」による自己チェックは、必ず運転者自身に実施させること。
3. 事業者は、別紙2「飲酒運転防止にかかる自己チェックシート」の取りまとめ表」を営業所毎に集計し、自己チェック実施結果を確認し、飲酒に関する各運転者の理解度を把握するとともに、各県トラック協会または運輸支局に報告すること。
4. 各県トラック協会は、傘下事業者から別紙2「飲酒運転防止にかかる自己チェックシート」の取りまとめ表」を報告させ、自己チェック実施結果を確認すること。
5. 各運輸支局は、各県トラック協会未加盟事業者から別紙2「飲酒運転防止にかかる自己チェックシート」の取りまとめ表」を令和4年1月20日までに報告させ、自己チェック実施結果を確認するとともに、令和4年2月1日までに東北運輸局自動車技術安全部へ送付すること。
6. 各県トラック協会は、傘下事業者全体の自己チェック実施結果を取りまとめ、令和4年2月末までに傘下事業者へ情報展開するとともに、運輸支局あてに同内容を報告すること。  
各運輸支局は、トラック協会からの報告を東北運輸局自動車技術安全部へ送付すること。

以上

飲酒運転防止にかかる啓発資料、啓発動画等

(1)パンフレット

○全日本トラック協会のホームページ

「飲酒運転撲滅に向けた取り組み」のパンフレット類

飲酒運転防止対策マニュアル

[https://jta.or.jp/member/anzen/anzen\\_tokusetsu/anti\\_drunk\\_driving/anti\\_drunk\\_driving.html](https://jta.or.jp/member/anzen/anzen_tokusetsu/anti_drunk_driving/anti_drunk_driving.html)



(2)動画

○政府インターネットテレビ

その先の悲劇 絶対にしない・させない！ 飲酒運転(再生時間10:12)

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg14584.html?nt=1>



○特定非営利活動法人ASKのYouTube動画

悲惨な事故を起こさない！見直そう職場の飲酒運転対策(再生時間16:16)

<https://www.youtube.com/watch?v=pke0wQmf-sU>



(3)参考情報

○特定非営利活動法人ASKのホームページ

「飲酒運転防止」の「欠かせない知識」

<https://www.ask.or.jp/article/8683>



○久里久里浜医療センターのホームページ

依存症スクリーニングテスト一覧

<https://kurihama.hosp.go.jp/hospital/screening/>



○NHKのホームページ

これまでの放送

クローズアップ現代 放送日:2021年6月16日(水)

あなたは大丈夫？コロナ禍のアルコール依存

本当は治療が必要な“隠れ患者” 新たな治療「減酒」とは？

<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4558/index.html>

